

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 美浜町全地域

(1) 現況

本地域は、福井県嶺南東部に位置し、海の背後に山がそびえる若狭湾のリアス式海岸の一部を成している。東側に敦賀半島、西側に常神半島があり、日本海若狭湾を覆うように町域がある。滋賀県境にある800m級の山々から日本海に流入する耳川流域に水田地帯が開ける。

本町の農業は、稲作を中心とした水稻単作地帯で、農用地面積の約82%が水田で、その他の約9%が水田園芸を実施しておりエダマメやキャベツ、梅等の栽培が行われている。ほ場整備率は約90%となっており、基盤整備は進んでいるが、整備後長期間を経た施設も多くなってきており、その保全管理や長寿命化を図る取り組みが必要である。また、中山間地を中心にシカ、イノシシ、サル等による鳥獣被害が深刻な問題となっていており、耕作及び農地を維持していく上で鳥獣害対策が重要となっていてきている。

また、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを是正する取り組みを行うことも必要である。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要である。

このため、美浜町においては、農業基本計画を策定し、産業としての農業を発展させると同時に、多面的な役割を持ち農村の振興を果たすことを重視しながら、以下に示す二つの基本理念を設定する。

<基本理念Ⅰ>

「農業の多面的機能の発揮、豊かな暮らしと農村社会を育むための『生きがいきり・むらづくり農業』（農村振興型農業）の実現」

農業・農村の維持・振興には人財（人材）が必要であると位置づけ、「地域計画」による集落での話し合いや新規就農者・担い手・半農半Xなど多様な人材の確保・育成に努めます。また、地域に応じた営農モデルに沿った取り組みを支援すること

で農地の保全に努めます。

＜基本理念Ⅱ＞

「農業の持続的な発展に貢献する『強い農業・もうける農業』（利益追求・経営型農業）の育成・発展」

担い手不足の中、農業経営者の省力化を推進するために、スマート農業の加速・圃場の大規模化を進めます。また、農業人材育成のための拠点施設を充実し、みはまの市場（道の駅）と連携した農産物の安定供給・販路の拡大、園芸団地の整備による経営型農業の振興を図ります。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域住民と協力して、農業用排水路等の施設管理や長寿命化対策、環境保全活動等を行うとともに、中山間部については、同項第2号に掲げる事業も併せて推進し、平場地域との格差是正を図り、耕作放棄地の発生を抑制する。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業についても併せて推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、総じて多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	美浜町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	美浜町中山間地域等	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業について

本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要であり、県、

市町、農業関係団体が共同する推進体制に参画し、農業者等の組織する団体に対しその支援を行う。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業について

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

美浜町全域（特定農山村法の指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草牧草地 8 度以上 15 度未満の傾斜とする。

ただし、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合に限る。

また、集落協定においては対象農用地とできる緩傾斜農用地の面積は全体の対象面積の 1 割未満とする。

(2) 対象者

ア 集落協定又は個別協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

イ 集落協定の場合においては、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者は対象としない。（ただし、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落戦略で指定された者、上記農業者の農用地に対して交付される交付額を集落の共同活動に充てる場合は交付の対象となる。）

ウ 個別協定の場合においては、認定農業者、認定新規就農者、これに準ずる者と

して市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等を対象とする。認定農業者に準ずる者とは、美浜町農業振興方針に定められた者など町長が認定する者とする。